



国空航第271号  
平成23年5月30日

社団法人日本航空機操縦士協会  
会長 大内 学 殿

国土交通省航空局  
技術部運航課長

島村 淳



東京電力福島第一原子力発電所周辺の  
飛行禁止区域の変更について

東京電力福島第一原子力発電所における原子力緊急事態の発生に伴い設定した飛行禁止区域（平成23年3月15日付け国空航第1348号）について、下記のとおり範囲を変更するとともに飛行禁止区域周辺を運航する航空機の留意事項を定めたので、貴会員関係各社に対し周知徹底されたい。

記

1. 飛行禁止区域について

(1) 区域

航空法第80条及び航空法施行規則第173条ただし書の規定に基づき、福島第一原子力発電所（北緯37度25分18秒東経141度01分56秒）を中心とする半径20キロメートルの円内の区域を飛行禁止区域とする。

(2) 期間

平成23年5月31日午前0時0分から当分の間

2. 飛行禁止区域周辺における運航について

次の区域を運航する場合、常に緊急時に避難が可能な準備をしておくこと。

(1) 区域

福島第一原子力発電所（北緯37度25分18秒東経141度01分56秒）を中心とする半径30キロメートルの円内の区域（飛行禁止区域を除く。）

(2) 期間

平成23年5月31日午前0時0分から当分の間